

飲食店を経営されている皆様へ

～ 法令改正のお知らせ ～

火を使用するすべての飲食店に消火器具の設置が必要となります。

2019年10月1日から**義務化！！**



平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の火災によって、平成30年3月28日に消防法施行令等が改正され**火を使用する設備または器具がある飲食店は、原則として延べ面積に関わらず消火器具（標識含む）を設置することが義務付けられました。**

飲食店

【例】



火を使用する設備
又は器具がある？

はい

設置義務あり*

いいえ

設置義務なし

熱源が電気だけの設備又は器具（IHコンロ等）は、直接火を使用しないため、「火を使用する設備又は器具」には該当しません。※詳細は裏面へ

※以下の装置があれば、消火器具の設置は**免除**できます。

調理油過熱防止装置



鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガス供給を停止する装置

自動消火装置



火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して消火する装置

圧力感知安全装置



過熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知し、自動的にボンベを外す装置

炎あふれ防止機能



グリル庫内で発火した場合でも、庫内から炎あふれを防止する装置

その他の安全機能を有する装置

- ・グリル過熱防止機能
- ・コンロ消し忘れ機能
- ・グリル消し忘れ機能
- ・e t c...

※立ち消え防止安全装置は対象外です！

このマークも参考にしてください！



どなたでもご自身で点検することができます！

- ①蓄圧式消火器 ～ 製造年から5年まで外観のみの点検
- ②加圧の消火器 ～ 製造年から3年まで外観のみの点検

6カ月毎に点検
1年に1回報告！

点検については下記のQRコードをご利用ください。



点検報告支援
パンフレット



消火器点検アプリ



点検報告書
ダウンロード



小規模飲食店等の消火器具設置フローチャート



150㎡未満の飲食店等である。
(例) 飲食店、食堂、レストラン、
喫茶店、居酒屋、料亭など

NO



変更なし

※150㎡以上の対象物は、法令改正前の面積に応じた消火器の設置が必要です。

YES



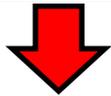
火を使用する設備又は器具がある。
(IHコンロ等熱源が電気のもの
は除く。)

NO



消火器具設置義務なし
※『厨房設備等が一切ない、熱源が電気のみである、防火上有効な措置がある』のいずれかに該当すれば、設置免除となります。

YES



販売、提供のための調理を目的とした設備又は器具である。

NO

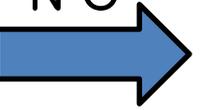


YES

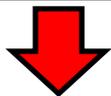


防火上有効な措置がない。
※表面の免除該当となる装置等を参照

NO



YES



**消火器具の
設置義務があります！**

- 消火器は「業務用」を設置
- 床面からの高さが1.5m以内で、すぐに持ち出せる場所に設置
- 設置場所に適した消火器を設置
- 消火器までの歩行距離が20m以内となるよう設置
- 見やすい位置に「消火器」の標識を設置

※消火器具の設置方法について、基準がありますのでお問い合わせをお願いします。

岩見沢地区消防事務組合
(岩見沢市・月形町)

【お問い合わせ先】

岩見沢地区消防事務組合
 消防本部予防課 0126-22-4301
 岩見沢消防署 0126-22-4380
 月形支署 0126-53-2154

